

Mitsui Direct General Insurance

Disclosure

三井ダイレクト損害保険の現状  2026

■別冊

保険会社に係る保険金等の支払い能力の充実の状況
(単体ソルベンシー・マージン比率)

Contents

1. ソルベンシー・マージン比率の概要

1	ソルベンシー・マージン比率とは	2
2	適格資本・所要資本とは	2

2. 三井ダイレクト損保のソルベンシー・マージン比率

1	ソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額	3
2	保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）	3
3	適格資本の額の構成に関する事項	4
4	所要資本の額の構成に関する事項	5
5	経済価値ベースのバランスシートに関する事項（単体ベース）	6
6	外国証券の種別差異調整に関する事項	8
7	保険負債の商品別差異調整に関する事項	9
8	ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項	10
9	ソルベンシー・マージン比率の計算（単体ベース）に用いられた前提及び手法に関する事項	10
10	単体ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続並びに体制の概要	11

1. ソルベンシー・マージン比率の概要

1 ソルベンシー・マージン比率とは

○損害保険会社は、自然災害や市場の急変など、発生頻度は低いものの大きな損失が生じうるリスクに備え、十分な資本を保有しておく必要があります。

そうした「通常の予測を超えるリスク」に対して、どれだけ支払余力（＝ソルベンシー・マージン）を持っているか表したものがソルベンシー・マージン比率です。

この比率が 100% 以上であれば、その損害保険会社は必要な備えができていて一定の健全性が確保されていると評価されますが、100% を下回った場合には、金融庁長官によって早期に経営の健全性の回復を図るための早期是正措置がとられます。

○2026 年 3 月期決算から、この比率を経済価値ベースの資本に基づいて評価する制度が導入されました。これにより、帳簿上の数字ではなく、実際の市場価値やリスクを反映した評価が可能になりました。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率（％）} = \frac{\text{適格資本}}{\text{所要資本}} \times 100$$

2 適格資本・所要資本とは

○適格資本とは、保険金の支払いなどに使えると認められた資本のことです。純資産や含み益、借り入れの一種である劣後債などが含まれます。

これらは、「すぐに使える」「信頼性が高い」などの観点から段階的に評価されており、最も信頼性の高いものが優先して計算に使われます。

適格資本は、その損失吸収能力や利用可能性に応じて 2 つの階層（Tier）に分類されます。

Tier1 適格資本は、継続企業の前提（ゴーイングコンサーン）及び会社清算時の双方において損失吸収可能な資本要素から構成されます。

Tier2 適格資本は、会社清算時のみにおいて損失吸収可能な資本要素から構成されます。

○所要資本とは、将来起こりうるリスクに備えて、最低限必要とされる資本の量のことです。保険リスク、市場リスク、信用リスクなど、さまざまなリスク事象を想定して計算されます。

2. 三井ダイレクト損保のソルベンシー・マージン比率

1 ソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額

(単位:百万円、%)

要約 (単体ベース)			
項 目	イ	ロ	ハ
	2024 年度末	2025 年度末	増 減
適格資本の額 (A)	—	16,993	—
所要資本の額 (B)	—	8,241	—
ソルベンシー・マージン比率 ((A)／(B))	—	206.1%	—

(注) 1. 「ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第 86 条（健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等）及び第 87 条（通常の予測を超える危険に対応する額）並びに令和 7 年金融庁告示第 74 号の規定に基づいて算出された比率です。
2. 本年度が初年度のため、「2024 年度末」及び「増減」を記載しておりません。

2 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況 (単体ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円、%)

区分 (単体ベース)		2024 年度末	2025 年度末	増 減
Tier1 適格資本の額 (B)－(C)	(A)	—	16,110	—
	Tier1 適格資本に係る基礎項目の額 (B)	—	22,618	—
	算入制限のない Tier1 資本調達手段の額	—	44,106	—
	算入制限のある Tier1 資本調達手段の額	—	—	—
	資本調達手段以外の Tier1 適格資本の額	—	△ 21,487	—
	Tier1 適格資本に係る調整項目の額 (C)	—	6,508	—
	Tier2 適格資本の額 (E)－(F)－(G)	—	882	—
	Tier2 適格資本に係る基礎項目の額 (E)	—	882	—
	Tier2 資本調達手段の額	—	—	—
	資本調達手段以外の Tier2 適格資本の額	—	882	—
	Tier2 適格資本に係る調整項目の額 (F)	—	—	—
	Tier2 適格資本への上限適用による控除の額 (G)	—	—	—
	適格資本の額 (A)＋(D)	—	16,993	—
	生命保険リスクの額 (a)	—	36	—
Tier2 適格資本の額 (E)－(F)－(G)	損害保険リスクの額 (b)	—	5,843	—
	巨大災害リスクの額 (c)	—	894	—
	市場リスクの額 (d)	—	1,216	—
	信用リスクの額 (e)	—	1,188	—
	オペレーショナル・リスクの額 (f)	—	1,217	—
	マネジメント・アクションの効果の上限超過額 (g)	—	—	—
	分散効果の額 (h)	—	2,155	—
	所要資本の額 (税効果考慮前) (a)＋(b)＋(c)＋(d)＋(e)＋(f)＋(g)－(h) (i)	—	8,241	—
	所要資本の税効果の額 (j)	—	—	—
	所要資本の額 (税効果考慮後) (i)－(j)	—	8,241	—
	ソルベンシー・マージン比率 ①／②	—	206.1%	—

(注) 1. 「ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第 86 条（健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等）及び第 87 条（通常の予測を超える危険に対応する額）並びに令和 7 年金融庁告示第 74 号の規定に基づいて算出された比率です。
2. 本年度が初年度のため、「2024 年度末」及び「増減」を記載しておりません。

3 適格資本の額の構成に関する事項

(単位:百万円)

適格資本の額の構成 (単体ベース)		
項 目	イ	ロ
	2024 年度末	2025 年度末
Tier1 適格資本の額 ((B)－(C)) (A)	—	16,110
Tier1 適格資本に係る基礎項目の額 (B)	—	22,618
算入制限のない Tier1 資本調達手段の額	—	44,106
算入制限のある Tier1 資本調達手段の額	—	—
資本調達手段以外の Tier1 適格資本の額	—	△ 21,487
剰余金等の額又は利益剰余金等の額	—	△ 35,081
資本剰余金 (Tier2 適格資本に算入されるものを除く) の額	—	14,006
その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額	—	△ 1,343
その他の拠出金等の額	—	—
経済価値ベースの調整額	—	931
Tier1 適格資本に係る調整項目の額 (C)	—	6,508
無形固定資産 (繰延税金負債相殺後) の額	—	6,250
繰延税金資産の額	—	257
前払年金費用又は退職給付に係る資産 (繰延税金負債相殺後) の額	—	—
他の金融機関等が意図的に保有している Tier1 資本調達手段の額	—	—
自己の Tier1 資本調達手段への投資の額	—	—
不適格再保険資産の額	—	—
処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額	—	—
Tier2 適格資本の額 ((E)－(F)－(G)) (D)	—	882
Tier2 適格資本に係る基礎項目の額 (E)	—	882
Tier2 資本調達手段の額	—	—
算入制限のある Tier1 資本調達手段の制限を超過した額	—	—
払込済み Tier2 資本調達手段の額	—	—
払込未済の Tier2 資本調達手段の額	—	—
資本調達手段以外の Tier2 適格資本の額	—	882
Tier2 資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額	—	—
処分制約のある資産のうち Tier1 適格資本から控除される額	—	—
Tier2 バスケット (上限適用後) の額	—	882
Tier2 適格資本に係る調整項目の額 (F)	—	—
他の金融機関等が意図的に保有している Tier2 資本調達手段の額	—	—
自己の Tier2 資本調達手段への投資の額	—	—
Tier2 適格資本への上限適用による控除の額 (G)	—	—
適格資本の額 ((A)＋(D))	—	16,993

(注) 本年度が初年度のため、「2024 年度末」を記載しておりません。

4 所要資本の額の構成に関する事項

(単位:百万円)

所要資本の額の構成 (単体ベース)		
項 目	イ	ロ
	2024 年度末	2025 年度末
生命保険リスクの額 (A)	—	36
損害保険リスクの額 (B)	—	5,843
賠償責任保険類似の商品に係るリスクの額	—	—
自動車保険類似の商品に係るリスクの額	—	5,843
財物保険類似の商品に係るリスクの額	—	—
その他保険に係るリスクの額	—	—
巨大災害リスクの額 (C)	—	894
巨大自然災害リスクの額	—	894
日本における地震に係るリスクの額	—	—
日本における風水災に係るリスクの額	—	894
日本における雪災に係るリスクの額	—	—
外国における巨大自然災害リスクの額	—	—
その他の額	—	—
その他の巨大災害に係るリスクの額	—	—
マネジメント・アクションの効果の額	—	—
市場リスクの額 (D)	—	1,216
金利リスクの額	—	605
スプレッドリスクの額	—	722
株式リスクの額	—	49
不動産リスクの額	—	46
為替リスクの額	—	—
資産集中リスクの額	—	500
マネジメント・アクションの効果の額	—	—
信用リスクの額 (E)	—	1,188
オペレーショナル・リスクの額 (F)	—	1,217
マネジメント・アクションの効果の上限超過額 (G)	—	—
分散効果の額 (H)	—	2,155
所要資本の額 (税効果考慮前) ((A) + (B) + (C) + (D) + (E) + (F) + (G) - (H)) (I)	—	8,241
所要資本の税効果の額 (J)	—	—
所要資本の額 (税効果考慮後) ((I) - (J))	—	8,241

(注) 1. 所要資本を構成する各リスクの額は、それぞれの内訳として掲記している額を、分散効果を考慮した所定の相関係数を用いて統合して算出していること等から、内訳として掲記している額の単純和とは一致しておりません。
2. 生命保険リスクの額に重要性が乏しいことから、その内訳の記載を省略しております。
3. 本年度が初年度のため、「2024 年度末」を記載しておりません。

5 経済価値ベースのバランスシートに関する事項（単体ベース）

2025年度末

（単位：百万円）

経済価値ベースのバランスシート（単体ベース）				
科 目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計 ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値 ベースの額 (イ+ロ+ハ)
資産の部				
総資産	71,409	27	△ 834	70,601
現金及び預貯金	6,206	—	—	6,206
コールローン	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	48,354	—	—	48,354
国債	—	—	—	—
地方債	784	—	—	784
社債	47,570	—	—	47,570
株式	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—
貸付金	—	—	—	—
有形固定資産	803	—	—	803
土地	—	—	—	—
建物	185	—	—	185
リース資産	—	—	—	—
建設仮勘定	—	—	—	—
その他の有形固定資産	618	—	—	618
無形固定資産	6,250	—	—	6,250
ソフトウェア	6,250	—	—	6,250
のれん	—	—	—	—
リース資産	—	—	—	—
その他の無形固定資産	0	—	—	0
前払年金費用	—	—	—	—
繰延税金資産	1,203	—	△ 946	257
再評価に係る繰延税金資産	—	—	—	—
貸倒引当金	△ 6	—	—	△ 6
投資損失引当金	—	—	—	—
その他資産	8,596	—	—	8,596
特別勘定等の資産	—	—	—	—
再保険回収額	—	27	111	138
負債の部				
総負債	51,307	△ 1,557	△ 1,766	47,983
保険負債（保険契約準備金）合計	48,365	△ 2,068	△ 1,766	44,530
資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債	—	—	—	—
現在推計の額（保険契約準備金のうち、規制上の準備金に属するもの以外）	46,907	—	—	44,216
現在推計を超えるマージン（MOCE）の額	—	—	—	313
規制上の準備金に属するもの（危険準備金等）	1,458	△ 1,458	—	—
非保険負債合計	2,941	510	—	3,452
その他の規制上の準備金（保険負債に含まれるものを除く）	—	—	—	—
その他の準備金	—	637	—	637
短期社債	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
新株予約権付社債	—	—	—	—
退職給付引当金	505	—	—	505
役員退職慰労引当金	—	—	—	—
その他の引当金	522	—	—	522
価格変動準備金	126	△ 126	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—	—	—
繰延税金負債	—	—	—	—
再評価に係る繰延税金負債	—	—	—	—
未払法人税等	149	—	—	149
その他負債	1,636	—	—	1,636

純資産の部				
純資産	20,101	1,585	—	22,618
株主資本合計	21,445	1,585	—	23,030
資本金	44,106	—	—	44,106
新株式申込証拠金	—	—	—	—
資本剰余金	14,006	—	—	14,006
利益剰余金	△ 36,666	—	—	△ 36,666
規制上の準備金		1,585	—	1,585
(一) 自己株式	—	—	—	—
自己株式申込証拠金	—	—	—	—
その他の包括利益累計額合計（評価・換算差額等合計）	△ 1,343	—	—	△ 1,343
その他有価証券評価差額金	△ 1,343	—	—	△ 1,343
繰延ヘッジ損益	—	—	—	—
土地再評価差額金	—	—	—	—
為替換算調整勘定	—	—	—	—
退職給付に係る調整累計額	—	—	—	—
株式引受権	—	—	—	—
新株予約権	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
経済価値ベースの調整額				931

当社は、保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-17-2の規定に基づき、経済価値ベースのバランスシートについて、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

(注)

1. 根拠法令

経済価値ベースのバランスシートは、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ニの定めにより、令和7年金融庁告示第74号及び令和7年金融庁告示第75号に準拠して作成しております。

2. 継続企業の前提に関する事項

該当事項はありません。

3. 経済価値ベースのバランスシートの作成方針

(1) 資産の評価方法

①当社において、資産の評価方法は主に以下のとおりです。

I. 資産の部に計上される金融商品等

金融商品等の額について、時価としております。

II. 再保険を付した保険契約の再保険回収額

再保険を付した保険契約の再保険回収額は、将来キャッシュ・フローの現在価値の金額を資産の部に計上しております。なお、将来キャッシュ・フロー及び割引率の前提は当該再保険を付した保険契約の前提と整合するように用いております。

また、再保険回収額における再保険金等の回収不能想定額については格付別に設定した期待デフォルト率等を用いて計算しております。

III. 繰延税金資産

繰延税金資産は、財務会計上の繰延税金資産の額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額を加算（または減算）しております。

②当社は、資産の評価において、一部の再保険金等の回収不能額について、プロポーショナルリティ原則を適用し、計算を省略しております。また、建物付属設備の評価額について、原則的な取扱いの時価であるものの、計算結果に対する重要性等を踏まえ、プロポーショナルリティ原則を適用し、簡便的に簿価としております。プロポーショナルリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。

③当社は、資産の評価において、マネジメント・アクションを考慮していません。

④当社は、資産の評価において、エキスパート・ジャッジメントを適用していません。

(2) 負債の評価方法

①当社において、負債の評価方法は主に以下のとおりです。

I. 経済価値ベースの保険負債

基準日に認識した保険契約に係る将来キャッシュ・フローを見積り、所定の割引率で割り引くことにより算出した現在価値の額を現在推計として計測し、さらに当該現在推計に内在する不確実性を考慮したマージンの額（以下、「MOCE」といいます）を上乗せして保険負債を評価しております。具体的には次のとおりです。なお、生命保険契約等のうち既経過責任に係る現在推計については、プロポーショナルリティ原則を適用し、貸借対照表計上額を使用して見積もっております。

i. 認識

当社は、基準日時点において、契約の当事者となっている全ての保険契約を、当該保険契約に伴う全ての義務が消滅するまで認識しております。

ii. 将来キャッシュ・フローの見積り

a. 契約の境界線

現在推計の計測に含まれる将来のキャッシュ・フローを定義する契約の境界線は、保険契約上の権利及び義務に基づき判断しております。

b. 将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる前提

○損害保険契約のうち未経過責任に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率、事業費率に関する前提を過去の実績等をもとに担保種目別に設定しております。

損害率は自然災害部分とそれ以外に分けて見積もっており、自然災害部分の損害率は、リスク管理に活用している工学的モデルをベースに算出しております。事業費率は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っております。

損害保険契約のうち既経過責任に係る現在推計については、過去の保険金支払実績等に基づき、統計的手法により将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いるチェーン・ラダー法等における展開係数の前提は、直近の実績を反映しております。なお、将来キャッシュ・フローの見積りの際は、インフレーションの調整を行っております。

○生命保険契約等のうち未経過責任に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる罹患（りかん）率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費率に関する前提には、直近の実績及び保険契約の特性を反映しております。

解約・失効率の前提は、直近の実績に基づき、経過年度別に見積もっております。

○それぞれの前提の設定において用いる実績を定期的にモニタリングしており、その結果を現在推計の測定に反映しております。

iii. 割引率

割引率はリスクフリー・レートのイールド・カーブに調整後スプレッドを加算して算出しております。

リスクフリー・レートのイールド・カーブは、主に流動的な金利スワップ又は国債から得られる市場金利に基づき設定しております。

調整後スプレッドは、商品分類に基づき設定した保険契約ポートフォリオをトップバケット、ミドルバケット、一般バケットに分類して算出されます。当社は、全ての保険契約ポートフォリオを一般バケットに分類して算出しております。主要な年限ごとの割引率の前提は以下のとおりであり、将来キャッシュ・フロー予測の前提とするキャッシュ・フロー発生時期に合わせて調整しております。

	1 年	5 年	10 年
一般バケット・日本円	1.21%	1.89%	2.49%

iv. MOCE

MOCE はランオフパターンを用いて算出した将来の推計所要資本の割引現在価値に資本コスト率を乗じて計算しております。

v. 資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約

該当する保険契約はありません。

II. 負債の部に計上される金融商品等

該当ありません。

III. 繰延税金負債

繰延税金負債は、財務会計上の繰延税金負債の額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金負債の額がある場合に調整し算出しております。

②当社は、一部の保険負債の評価において、前記① I. 経済価値ベースの保険負債に記載のとおり、プロポーショナルリティ原則を適用しております。プロポーショナルリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。

③当社は、負債の評価において、マネジメント・アクションを考慮しておりません。

④当社は、負債の評価において、最新かつ信頼できる情報及び現実的な仮定に基づいており、保守的又は楽観的な偏りのないものと判断しておりますが、将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる損害率に関する前提（トレンド有無の判定及びトレンドの反映方法等）についてはエキスパート・ジャッジメントを適用しております。

(3) 経済価値ベースのバランスシートの作成方針の変更の内容及び理由

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

4. 経済価値ベースのバランスシートの表示方法の変更に関する事項

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

5. 経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項

(1) 経済価値ベースの保険負債

①当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額 44,530 百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

I. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の算出方法

前記3. (2) 負債の評価方法に記載のとおりです。

II. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の主要な前提及び翌事業年度の経済価値ベースのバランスシートに与える影響

経済価値ベースの保険負債には、次の主要な前提の変動により、翌事業年度において現在推計及び MOCE が著しく変動する可能性があります。これらの前提に関する情報は前記3. (2) 負債の評価方法に記載のとおりです。

i. 将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率、事業費率等に関する前提

ii. 割引率に関する前提

(2) 会計上の見積りの変更

該当事項はありません。

6. 特別勘定等の資産

「特別勘定等の資産」の科目に計上すべき金額（保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定その他これに類するものに区分される資産の額）はありません。

7. 重要な後発事象

該当事項はありません。

8. 端数処理

金額は記載単位未満を切り捨て表示しております。

6 外国証券の種類別差異調整に関する事項

2025年度末

(単位:百万円)

外国証券の種類別差異調整（単体ベース）				
項 目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計 ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値 ベースの額 (イ+ロ+ハ)
外国証券	—	—	—	—
国債	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—

(注) 本様式に記載した額は特別勘定等に属するものの額を含んでおりません。

7 保険負債の商品別差異調整に関する事項

2025年度末

(単位:百万円)

保険負債の商品別差異調整 (単体ベース)						
項 目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	財務会計 ベースの額	再保険の グロスアップ	非経済前提の 更新	経済前提の 更新	その他	経済価値 ベースの額 (MOCEの 額を除く)
保険負債	46,907	27	△ 1,289	△ 790	△ 637	44,216
生命保険契約等	94	—	△ 20	△ 4	—	69
損害保険契約等	46,813	27	△ 1,269	△ 786	△ 637	44,147
未経過責任に係る保険負債	24,248	20	△ 1,801	△ 332	△ 512	21,622
財物保険類似	—	—	—	—	—	—
自動車保険類似	24,248	20	△ 1,801	△ 332	△ 512	21,622
賠償責任保険類似	—	—	—	—	—	—
不動産ローン保証保険	—	—	—	—	—	—
信用保険	—	—	—	—	—	—
その他保険	—	—	—	—	—	—
既経過責任に係る保険負債	22,564	6	532	△ 454	△ 124	22,524
財物保険類似	—	—	—	—	—	—
自動車保険類似	22,564	6	532	△ 454	△ 124	22,524
賠償責任保険類似	—	—	—	—	—	—
不動産ローン保証保険	—	—	—	—	—	—
信用保険	—	—	—	—	—	—
その他保険	—	—	—	—	—	—
再保険回収額	—	27	110	1	—	138
生命保険契約等	—	—	—	—	—	—
損害保険契約等	—	27	110	1	—	138
未経過責任に係る保険負債	—	20	94	0	—	116
財物保険類似	—	—	—	—	—	—
自動車保険類似	—	20	94	0	—	116
賠償責任保険類似	—	—	—	—	—	—
不動産ローン保証保険	—	—	—	—	—	—
信用保険	—	—	—	—	—	—
その他保険	—	—	—	—	—	—
既経過責任に係る保険負債	—	6	15	0	—	22
財物保険類似	—	—	—	—	—	—
自動車保険類似	—	6	15	0	—	22
賠償責任保険類似	—	—	—	—	—	—
不動産ローン保証保険	—	—	—	—	—	—
信用保険	—	—	—	—	—	—
その他保険	—	—	—	—	—	—

(注) 生命保険契約等に係る保険負債の額及び再保険回収額に重要性が乏しいことから、「生命保険契約等」の内訳である各項の記載を省略しております。

8 ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項

2025年度末

(単位:百万円、%)

感応度分析 (単体ベース)			
項 目	イ	ロ	ハ
	2025 年度末の 数値	円金利 50 ベース・ ポイント上昇	円金利 50 ベース・ ポイント下降
ソルベンシー・マージン比率	206.1%	△ 8.1%	8.9%
適格資本の額	16,993	△ 742	808
総資産	70,601	△ 952	980
保険負債の額 (MOCE を除く)	44,216	△ 260	265
現在推計を超えるマージン (MOCE) の額	313	△ 2	2
非保険負債の額	3,452	52	△ 95
純資産の額	22,618	△ 742	808
所要資本の額	8,241	△ 35	36
生命保険リスクの額	36	0	0
市場リスクの額	1,216	△ 29	30

(注) シナリオ「ニ. 米ドル金利 50 ベース・ポイント上昇」「ホ. 米ドル金利 50 ベース・ポイント下降」「ヘ. 円金利 UFR 50 ベース・ポイント下降」「ト. 株式・不動産 10%下落」「チ. 為替 10%円高」につきましては、ソルベンシー・マージン比率の差の絶対値が 1%未満であるため、記載を省略しております。

9 ソルベンシー・マージン比率の計算 (単体ベース) に用いられた前提及び手法に関する事項

①現在推計の額の計算に係る前提及び手法

- 割引率
前記 5 の (注) 3. (2) ① I. iii. 割引率に記載のとおりです。
- 保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算において考慮した非経済前提の設定方法
前記 5 の (注) 3. (2) ① I. ii. b. 将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる前提に記載のとおりです。
- 保険契約に係る将来キャッシュ・フローに反映した保証とオプションの内容及びそれらの評価方法
該当ありません。

②所要資本の額の計算に係る前提及び手法

- マネジメント・アクション
所要資本の計算において、マネジメント・アクションを考慮していません。
- リスク削減手法
所要資本の額の計算において、再保険によるリスク削減効果を損害保険リスクおよび巨大災害リスクのリスク削減手法として反映しております。
- 生命保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用
適用していません。
- 損害保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用
適用していません。
- 内部モデル手法の適用
適用していません。
- 内部割引率手法の適用
適用していません。

③ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられたその他の重要な前提及び手法

該当ありません。

④ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する重要な変更

本年度が初年度のため、該当ありません。

10 単体ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続並びに体制の概要

- 単体ソルベンシー・マージン比率の算出に関する責任部署を定めるとともに、収益部門、収益管理部門及び商品開発部門等の業務部門（以下、「業務部門」といいます）から独立した単体ソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証責任者及び単体ソルベンシー・マージン比率の算出に用いられる保険負債の検証責任者（以下、「検証責任者」といいます）を選任しております。
 - 検証責任者の選任は、選任のためのルール及びプロセスに関する社内規程等に基づいております。検証責任者の選任にあたっては、単体ソルベンシー・マージン比率の計算に関する検証や経営陣への必要な提言を行うに足るリスク管理または保険数理に関する十分な知識・経験を有する等の適格性、業務部門からの独立性等を勘案しております。
- また、取締役会等へ直接報告できる権限等、検証責任者の権限・責任・独立性等についても取締役会にて承認を得て、社内規程等に定めております。取締役会は、検証責任者による検証結果について、報告を受けております。